

胎内市学校給食センター用食器仕様書

1. 物品名 胎内市学校給食センター用食器
2. 数量 (小学校用)
三信化工株式会社製
E-エポカルカラー食器クリーム PNB-30E C ボール 1,500 枚
(中学校用)
三信化工株式会社製
E-エポカルカラー食器若草 PNB-31E G ボール 1,000 枚
3. 規格 (小学校用)
 - ①種類 E-エポカルカラー食器クリーム PNB-30E C
ボール
 - ②寸法・容量 136 mm×57 mm ・ 415ml(中学校用)
 - ①種類 E-エポカルカラー食器若草 PNB-31E G
ボール
 - ②寸法・容量 140 mm×58 mm ・ 465ml
4. 材質等 材質は、ポリエチレンナフタレートとし、安全性、使用環境（破損強度・運送重量・洗浄等）を考慮して、次の各項目に適合していただかなければならない。
 - ①耐熱温度は 120℃とし、消毒保管庫に対応できること。
 - ②塩素系あるいは酸素系漂白剤が使用できること。
 - ③傷抑制のため、食器内側にシボ（凹凸）加工を施していること。
 - ④塗装の剥がれや流出を防ぐため二層構造を施し、表面層（コーティングを含む）剥離のないものとする。
 - ⑤食器外側底面部には、メーカー名・材質名・PL マーク・年度マークの刻印がされていること。
5. 納入場所 胎内市清水9番地7 胎内市学校給食センター
6. 納入期限 令和9年3月1日
7. 既存品の撤去及び処分について
既存品の撤去及び処分に関する経費については受注者の負担とすること。枚数については下記のとおり。なお、下記の枚数を下回る場合がある。
 - ・E-エポカルカラー食器クリーム PNB-30E C ボール 1,100 枚
 - ・E-エポカルカラー食器若草 PNB-31E G ボール 600 枚

8. その他

- ① 納入物品は、全て新品・未使用品とし、関連法令及び最新基準に適合した製品であること。
製品の安全性及び品質保証については、社会通念上認められている機関等による適正基準等を満たした製品であること。
また、納入完了後の検査合格から1年以内（1年以上の保証期間がある物品については、その保証期間とする。）に、正常な使用にかかわらず物品に不具合が生じた場合や、メーカー又は受注者の責任に帰する故障・破損、不良その他不具合が生じた場合は、速やかに無償で納入品の交換又は修理の処置をすること。
- ② 物品の搬入、据付、固定、調整等が必要となる場合については、それらに要する雑消耗品、作業費、運搬料等一切の費用を見積金額に含むものとする。
- ③ 固定等が必要な場合に当たっては、施設管理者の確認後に所定の固定部材で建物に固定する等、地震等による落下・転倒防止や移動防止措置を施すこと。
- ④ 物品の納入にあたっては、担当課が指定する日時に搬入し、開梱のうえ設置するものとし、搬入、梱包材等の処分及び設置に関する一切の経費については、受注者の負担とすること。
- ⑤ 物品を納入するときは、施設設備を破損することのないよう配慮するとともに、万が一破損した場合は、受注者が負担し原状に復旧すること。
- ⑥ 現在胎内市学校給食センターで使用している他の食器と同等の材質のものとするため、他メーカーの同等品は不可とする。
- ⑦ 試験運転、調整等を必要とする物品については、試験運転等を行い使用可能な状態で検査を受けること。また、必要に応じて取扱説明書等により説明指導を行うこと。
- ⑧ 支払条件は、物品の納品が完了した後に行う検査に合格した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- ⑨ 胎内市財務規則、同規則別記3の物品購入契約約款及び本仕様書に基づき履行するものとし、定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上決定するものとする。

○問い合わせ

胎内市教育委員会 学校教育課 庶務係

TEL 0254-47-2711（内線 2318） FAX0254-47-2935